

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の概要

平成27年3月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「各法人の業務類型の特性を踏まえたガバナンスを整備する」との観点から、独立行政法人日本貿易保険（以下、NEXI という。）について、以下のように定められた。

- (1) 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行すること。
- (2) 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継すること。
- (3) 貿易再保険特別会計の廃止に伴い政府保証等の必要な措置を講ずること。
これらを踏まえ、必要な措置を講ずる他、貿易保険の充実を図るための措置を講ずる。

2. 法律改正の概要

- (1) NEXI の全額政府出資の特殊会社化
NEXI を株式会社とし、政府は、常時、NEXI の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- (2) 再保険制度から履行担保制度への移行
貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険に関する経理を NEXI に一元化するとともに、保険金の確実な支払を担保するため、NEXI の資金調達が困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるもの（履行担保制度）とする。
- (3) 国との一体性の確保
NEXI の保険引受に国の政策を反映させるため、国が引受基準を定める他、一定の重要案件について、国が NEXI に対し意見を述べることを可能とする。
- (4) 貿易保険の充実
一定の海外事業を行うための国内事業者への融資を貿易保険の対象とする等の措置を講ずる。

3. 施行期日

平成29年4月1日から施行する。（一部の規定については、公布の日等。）